

一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター慶弔金給付事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の事業規程第16条に規定する慶弔金給付事業について、必要な事項を定める。

(慶弔金給付事業の範囲と実施方法)

第2条 慶弔金給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の慶弔金給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-1-17）（略称「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の慶弔金給付事業は、センターが独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

(給付の請求)

第3条 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証明する書類を添付して、速やかに理事長に請求しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。

(虚偽の申請)

第4条 会員または給付金の受取人が虚偽の申請により給付金を受けたことが明らかとなったときは、理事長は当該給付金を返還させるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

給付事由			給付金額 (円)	
死亡保険金	会員本人	不慮の事故により死亡した場合	450,000	
		疾病により死亡した場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000	
	会員の子が死亡した場合		10,000	
	会員の親が死亡した場合		12,000	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		10,000	
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	450,000~18,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
傷病休業保 険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	8,000
			30日以上	15,000
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000
			30%以上 50%未満	140,000
			20%以上 30%未満	100,000
			20%未満	40,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000
			20%以上 70%未満	30,000
			20%未満	6,000
		会員の居住する建物の床上浸水	12,000	
祝金	在会祝金	会員が在会してから右の期間を経過した場合	10年	3,000
			15年	3,000
			20年	3,000

別表2

給付事由			給付金額（円）	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000	
	出生祝金	会員に子が生まれた場合	15,000	
	就学祝金	会員の子が就学した場合	小学校	8,000
			中学校	8,000
	銀婚記念祝金	会員が結婚後25周年をむかえた場合	5,000	
	在会祝金	会員が在会してから右の期間を経過した場合	25年	5,000
			30年	5,000
			35年	5,000
40年			7,000	

追記：慶弔金給付事由は、次の場合とする

- 1 「結婚祝金」は、会員が結婚(法律上の婚姻をいい、内縁関係は含まない)した場合
- 2 「出生祝金」は、会員とその配偶者(内縁関係を含む)との間に子が生まれた場合。ただし、生後14日以内に死亡した場合を除く。
- 3 「就学祝金」は、会員と生計を一にする会員の子がそれぞれの学校に入学した場合
- 4 「銀婚記念祝金」は、会員が結婚後25周年を迎えた場合で、引き続き法律上の婚姻関係にある場合
- 5 「在会祝金」は、会員がセンターの会員となってからそれぞれの期間を経過した場合
- 6 「死亡弔慰金」は、会員の配偶者(内縁関係も含むが、内縁関係にある者に婚姻届のある配偶者がいる場合は除く)、子、親が死亡した場合と住宅災害時に同居する会員の民法上の親族(配偶者又は6親等内の血族若しくは3親等内の姻族)が死亡した場合。ただし、全労済協会が定める自殺等による死亡は除く。
- 7 「疾病死亡」は、疾病により死亡した場合。ただし、死亡原因が嚥下障害のある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息」や飢餓、渇き、自然死(老衰)等は除く。

- 8 「不慮の事故による死亡」は、全労済協会が定める不慮の事故の定義による傷害を直接の原因として死亡した場合。
- 9 「疾病重度障害・不慮の事故による後遺障害」は、全労済協会が定める重度障害が固定した場合
- 10 「傷病休業保険金」は、会員が傷病によりそれぞれの日数以上を連続して休業した場合
- 11 「火災等による損害」は、会員が現に居住する建物(店舗、作業場等の非居住部分は除く)又は建物内に収容されている家財が全労済協会の定める火災等によって被害を被った場合
- 12 「自然災害による損害」は、会員が居住する建物が全労済協会の定める自然災害によって被害を被った場合
- 13 各給付事由に必要な添付書類については申請書に準ずる